

## 平成 24 年度第 1 回日本実験動物医学会理事会議事録

日時：平成 24 年 3 月 27 日（火）16：00～18：00

場所：大宮ソニックシティ 会議室 1

出席者：安居院、黒澤、有川、池田、笠井、久和、三好（以上理事）、八神（以上監事）

欠席者：中井（以上監事）

### 議題

#### 1. 総会資料の確認

既に作成されてある総会レジメについて確認を行った。特に下記の点について確認された。

##### 1) [5]会則の改定（第 11 条 会計年度期日の変更）

会計処理を 2 月 1 日から 1 月 31 日に変更するもので、事業年度、特に会員の入退会については従来通り 4 月 1 日から 3 月 31 日とすることが確認された。

2) 会費滞納による退会者 14 名が承認された。退会者の中に委員会の委員がいるが、委員も自動的に退任となることが確認された。

#### 2. 各種細則の改定

##### 1) 各種委員会運営細則

資料 1 の通り承認された。研修委員会は竹田三喜夫会員（エーザイ）を委員長に、担当理事は安居院高志会長が勤めることとした。委員会が組織されていなかった実験動物法規等検討委員会についても常時活動することとし、委員長候補として、5 名の会員が推薦されたが、候補者の受諾の意向が分からないため、会長が本人に意向を確認した後、改めて決定することとした。

##### 2) 理事会運営細則

会則を変更する必要があるため承認されなかった。

##### 3) 日本実験動物医学会前島賞表彰規定

資料 3 の通り承認された。

#### 3. 選挙管理委員会委員の選任

まだ必要性が無いため選任は見送られた。

#### 4. 専門医認定事業の JCLAM への移管について

時間が無いために特に審議は行われなかった。3 月 28 日の専門医の会で審議される。

#### 5. その他

1) 安居院会長より日本獣医学会の公益法人化に伴う JALAM の会計処理上の問題点が報告された。

2) 三好理事より認定試験問題を HP 上に公表することに対する問題提起があった。

各種委員会運営細則

1. 会則第8条4項に基づき、理事会の下に次の委員会を設ける。
  - (1) 学術集会委員会
  - (2) 研修委員会
  - (3) 実験動物学教育委員会
  - (4) 情報・編集委員会
  - (5) 実験動物法規等検討委員会
  - (6) 前島賞選考委員会
2. 理事会は委員長を会員から選任し、委員長は副委員長並びに適切な人数の委員を選任し、理事会の承認を得る。
3. 理事会は各委員会に担当理事を配置する。
4. 理事会は必要に応じて委員長会を開催することが出来る。
5. 本細則の改廃は理事会の議決による。
6. 本細則は平成8年4月2日より実施する。  
本細則は平成17年4月15日より実施する。  
本細則は平成24年6月1日より実施する。

現行

1.
  - (2) 認定委員会
2. 理事会は委員長を会員から選任し、委員の人数および選任は委員長に一任する。

改定案

1.
  - (2) 研修委員会
2. 理事会は委員長を会員から選任し、委員長は副委員長並びに適切な人数の委員を選任し、理事会の承認を得る。

日本実験動物医学会前島賞表彰規程

第1条 本会は実験動物医学に関し特に優れた業績をあげた本学会会員を顕彰し、前島賞を授与する。

2. 受賞候補者は原則として個人とし、受賞年度末において37歳以下の正会員に1回に限り授与する。
3. 表彰は通常総会において行う。

第2条 表彰に関する経費は前島基金とする。

第3条 表彰は毎年1件とし、賞状と副賞からなる。

2. 副賞の内容は理事会において決定する。

第4条 前島賞の選考対象となる業績は、当該年度の日本獣医学会実験動物分科会で口頭発表された一般演題とする。

第5条 本賞に対する受賞候補者の選考は前島賞選考委員会が当たり、選考の経過ならびに結果は書面をもって会長に報告する。

2. 選考委員会の委員は会員の中から選考し、委員長は理事が当たる。

第6条 会長は選考委員会の選考結果に関する報告を理事会に諮り、受賞者を決定する。

付記 本規程の改廃は理事会の決定による。本規程は平成16年4月4日から施行する。本規程は平成24年4月1日から施行する。

現行

第1条第2項

2. 受賞候補者は原則として個人とし、受賞年度末において37歳以下の正会員とする。

第4条 前島賞の選考対象となる業績は、その重要な内容が原則として過去3年間に日本獣医学会実験動物分科会に発表された一般演題とする。

第5条第2項

2. 選考委員会の委員は本学会認定獣医師の中から選考し、委員長は理事が当たる。

改定案

第1条第2項

2. 受賞候補者は原則として個人とし、受賞年度末において37歳以下の正会員に1回に限り授与する。

第4条 前島賞の選考対象となる業績は、当該年度の日本獣医学会実験動物分科会で口頭発表された一般演題とする。

第5条第2項

2. 選考委員会の委員は会員の中から選考し、委員長は理事が当たる。